

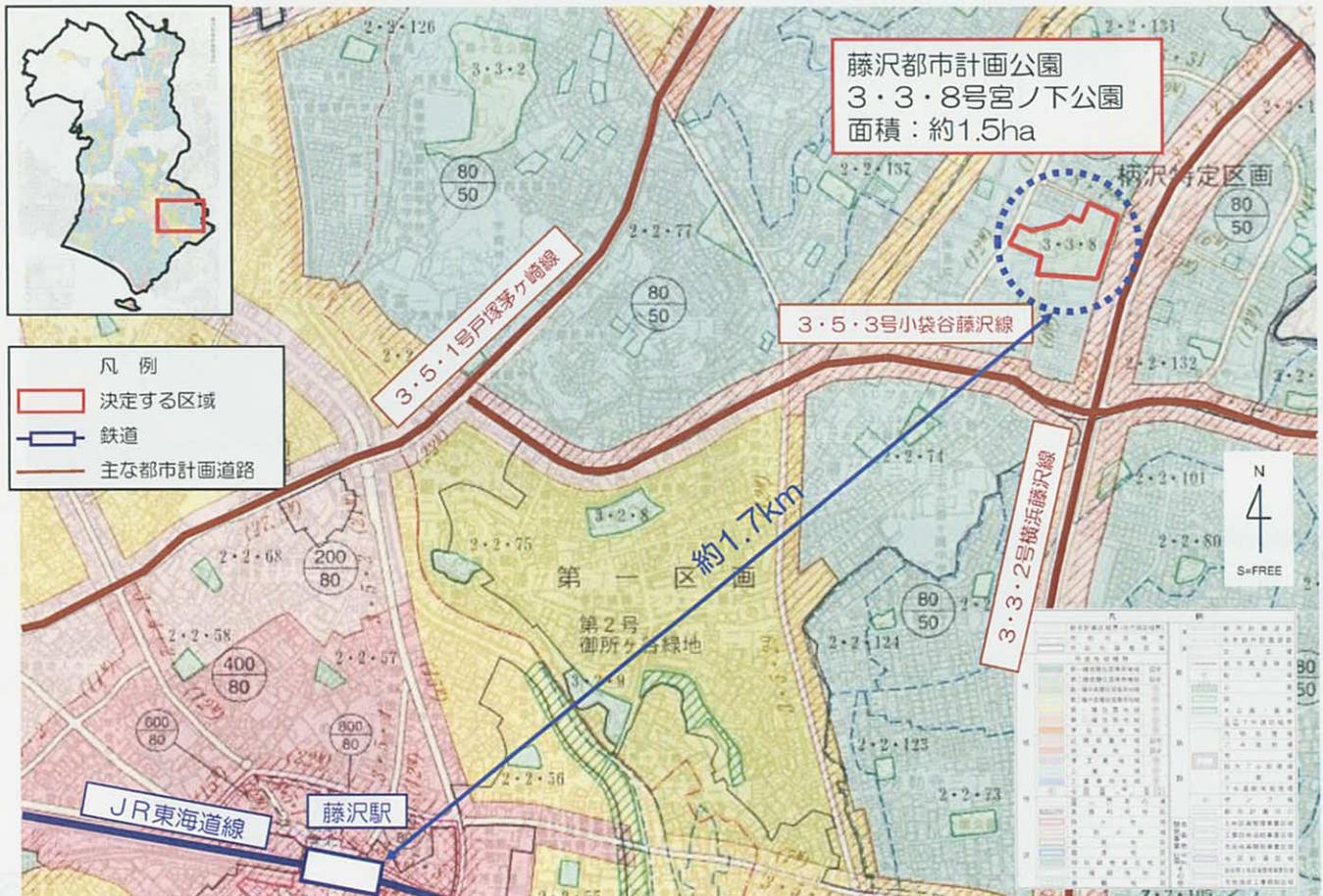
藤沢都市計画公園の変更について

議第2号

藤沢都市計画公園3・3・8号宮ノ下公園の変更

(藤沢市決定)

位置図



雨水調整池のイメージ

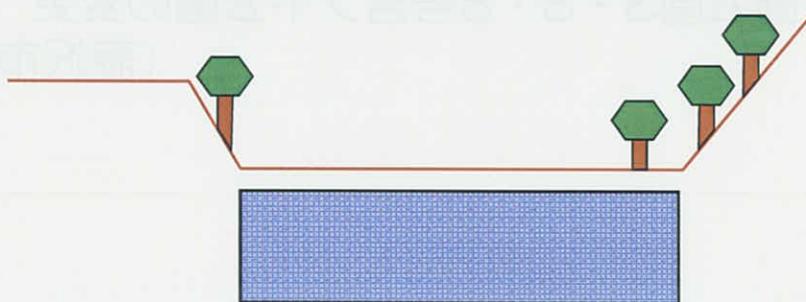
変更前

公園の「**地表面**」に雨水が貯まる計画



変更後

公園の「**地下**」に雨水が貯まる計画



2

上部利用が可能な雨水調整池

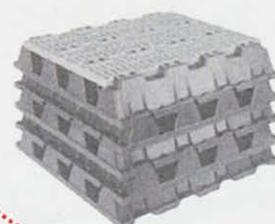
宮ノ下公園の雨水調整池（イメージ）

- ・本プラスチック製の雨水調整池の場合、地上部においても、通常の公園利用が可能

施工中



完成後

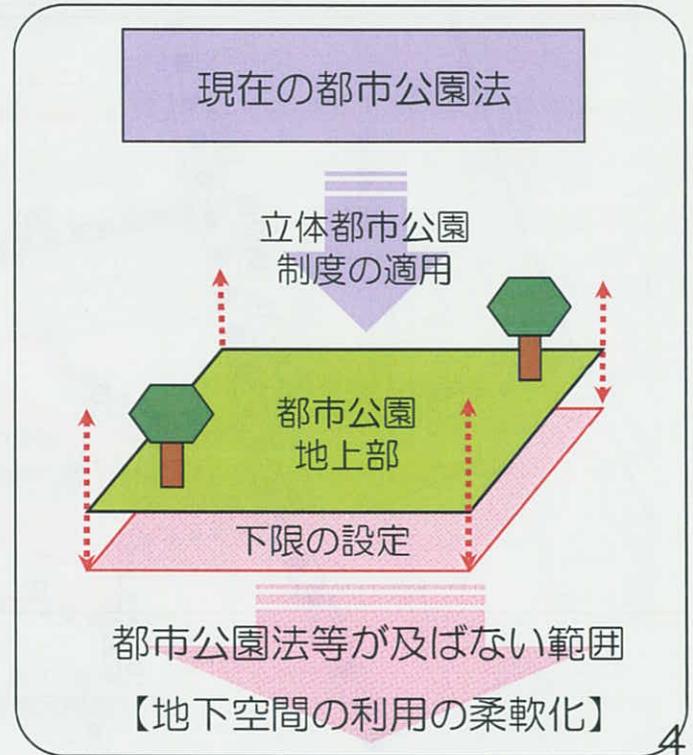
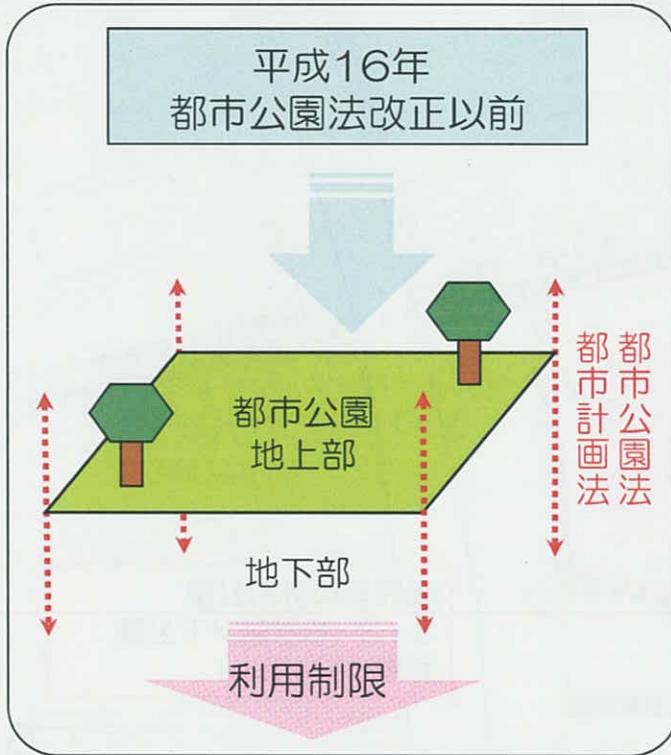


3

立体都市公園制度

都市公園法
昭和31年4月20日 制定

都市公園法
平成16年6月18日 改正
【立体都市公園制度の創設】



都市計画決定（変更）の経緯

昭和32年12月13日 都市計画決定（建告示第1629号）
種別：小公園 番号：95
位置：藤沢市柄沢字谷戸観音脇 面積：0.77ha

昭和45年11月6日 都市計画変更（市告示第71号）
種別：近隣公園 番号：3・2・7
位置：藤沢市柄沢字谷戸観音脇 面積：約0.8ha
変更内容：建設省都市局長通達「都市計画法の施行について（昭和44年9月10日）」に基づく名称番号の変更

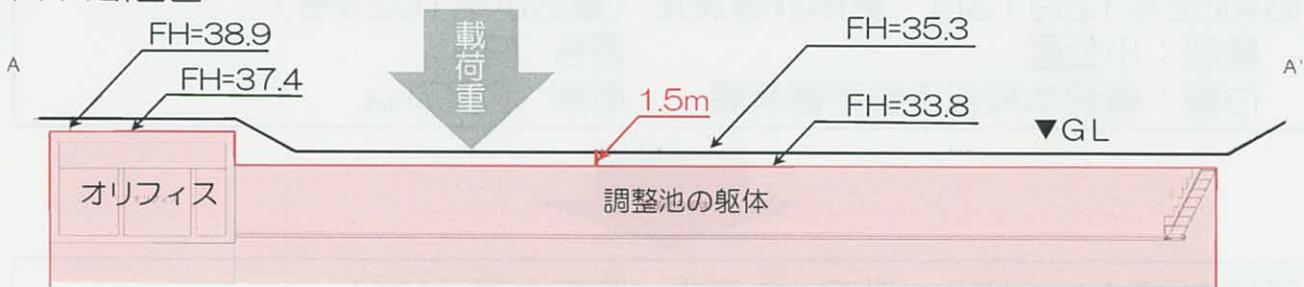
昭和61年12月12日 都市計画変更（県告示第983号）
種別：近隣公園 番号：3・3・8
位置：藤沢市柄沢字谷戸、小台 面積：約1.5ha
変更内容：柄沢特定土地区画整理事業により、区域内の公園を再配置したことに伴う位置、面積の変更

計画図

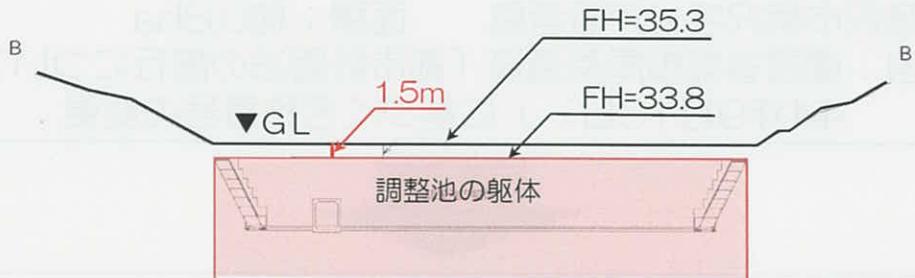


計画図（断面図）

A-A'断面図



B-B'断面図



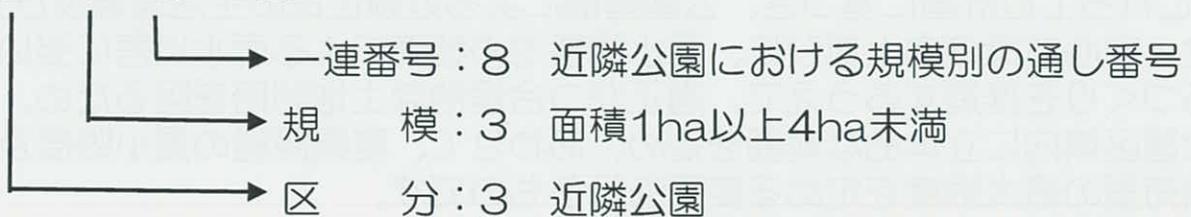
(附記事項)

：都市計画公園から除く範囲

- ① 「離隔距離の最小限度」は、公園の地盤面から1.5mとする。
- ② 「載加重の最大限度」は、8.9KNとする。
(ただし、離隔距離の最小限度に係る部分に限る。)

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
近隣公園	3・3・8	宮ノ下公園	藤沢市 柄沢字谷戸、小台	約1.5ha	

(3・3・8) の意



新 旧 対 照 表

新 旧	種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
		番 号	公 園 名			
新	近隣公園	3・3・8	宮ノ下公園	藤沢市 柄沢字谷戸、小台	約 1.5ha	
	立体的な 範囲	藤沢市柄沢字谷戸、小台地内において、立体的範囲を定め、あわせて離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度を定める。(面積約0.7haの区域を対象)				
旧	近隣公園	3・3・8	宮ノ下公園	藤沢市 柄沢字谷戸、小台	約 1.5ha	植栽、広 場、プ ランコ、滑 台、砂場 、ベンチ

理 由 書

宮ノ下公園は、本市村岡地区に位置する近隣公園の一つであり、昭和32年に計画決定し、その後、昭和45年に名称番号の変更、昭和61年に柄沢特定土地区画整理事業にともなう位置、面積の変更を行い、現在に至っております。

「藤沢市都市マスタープラン（村岡地区構想）」においては、まちづくりの基本方針として、治水対策の促進及び市街地の安全・安心を高める公園整備を推進するものとしており、「藤沢市緑の基本計画」では、身近な公園への未到達区域の解消をめざすなか、立体都市公園制度の活用を検討し、公園整備を推進する方針を位置づけております。

これら上位計画に基づき、公園整備による近隣住民の生活環境及び安全・安心対策の向上並びに、雨水調整池の整備による雨水災害に強いまちづくりを推進するうえで、適正かつ合理的な土地利用を図るため、本公園区域内に立体的な範囲を定め、あわせて、離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度を定める変更を行うものです。

10

都市計画を定める土地の区域

追加する部分 な し

削除する部分 な し

変更する部分 藤沢市柄沢字谷戸、小台

11

これまでの主な手続き

5月21日 第142回藤沢市都市計画審議会 報告



9月 4日 都市計画説明会 出席者：10名
場所：村岡公民館



9月18日から10月3日 神奈川県との法定協議



10月24日から11月 7日 都市計画の案の縦覧
意見書の提出なし

12

今後のスケジュール

11月26日 第144回藤沢市都市計画審議会 付議



12月中（予定） 告示

13